

栃木県医療費適正化計画(4期計画) の目標の設定について

栃木県保健福祉部国保医療課

令和6年12月

目 次

I	4期計画の目標の設定について	1 頁
II	4期計画の目標項目と目標値の変更	2 頁
III	4期計画の医療費の見込みについて	3 頁

I 4期計画の目標の設定について

1 根拠法令

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 第9条

2 スケジュール

国 ⇒(令和6年11月1日) 第4期医療費適正化基本方針の一部改正

都道府県 ⇒(令和7年3月まで) 都道府県計画の変更(目標の設定)について厚労省へ報告・公表

3 内容

第4期医療費適正化基本方針(国)の一部改正や、県の関連計画の目標を踏まえ、栃木県医療費適正化計画協議会(医療機関、保険者等の関係者)の意見を反映し、栃木県医療費適正化計画(4期計画)の目標を設定する。

(1) 歯や口腔の健康づくりに係る目標値について

歯や口腔の健康づくりの推進については、歯科健診を受診する人の増加の数値目標を65%以上(目標年度の設定なし)としており、令和7(2025)年度からの栃木県歯科保健基本計画(3期計画)を踏まえて目標値の調和を図ることとしている。

栃木県歯科保健基本計画(3期計画)の歯科健診を受診する人の増加の目標値(案)

目標年度:令和11(2029)年度

①歯科健診を受診する人の増加 65%以上【継続】

(2) 第4期医療費適正化基本方針(国)の一部改正について

基本方針の一部改正(令和6年11月1日告示)を踏まえ、4期計画に後発医薬品に係る新目標を設定する。

第4期医療費適正化基本方針(国)の後発医薬品の促進に係る目標

目標年度:令和11(2029)年度

①医薬品の安定供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを80%以上とする【継続】

②バイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする【継続】

③後発医薬品の金額シェアを65%以上とする【新規】

※上記(1)(2)の目標値について、第1回栃木県医療費適正化計画協議会(10/1)から変更ありません。

Ⅱ 4期計画の目標項目と目標値の変更

基本方針の一部改正による新たな目標や、県の関連計画の目標について、4期計画に追記する。

また、基本方針の一部改正に併せて厚生労働省から配布される「医療費見込みの推計ツール」を用いて、医療費適正化の効果額を推計する。

[※下線部●:目標の設定]

目標項目	ベースライン	4期計画 目標値	全国値
1 県民の健康の保持・増進			
①特定健康診査の実施率	56.5% (R3)	70%以上 (R11)	56.5% (R3)
②特定保健指導の実施率	27.8% (R3)	45%以上 (R11)	24.6% (R3)
③特定保健指導対象者の割合の減少率(令和20(2008)年度比)	10.3% (R3)	25%以上 (R11)	13.7% (R3)
④がん検診受診率			
ア 胃がん	39.5% (R4)	60%以上 (R11)	41.9% (R4)
イ 大腸がん	45.7% (R4)	60%以上 (R11)	45.9% (R4)
ウ 肺がん	52.4% (R4)	60%以上 (R11)	49.7% (R4)
エ 乳がん	49.9% (R4)	60%以上 (R11)	47.4% (R4)
オ 子宮頸がん	43.1% (R4)	60%以上 (R11)	43.6% (R4)
⑤かかりつけ医と連携した糖尿病重症化予防に取り組む保険者数	30(42保険者中) (R3)	保険者の8割以上 (R11)	—
⑥歯科健診を受診する人の増加(受診率)	45.6% (R4)	65%以上 <u>(R11) ●</u>	—
2 医療の効率的な提供の推進			
①後発医薬品の使用割合(数量ベース)	85.9% (R4)	80%以上 (R11)	83.7% (R4)
② <u>後発医薬品の使用割合(金額ベース)(*) ●</u>	<u>54.2% (R4) ●</u>	<u>65%以上 (R11) ●</u>	<u>52.7% (R4) ●</u>
③バイオ後続品の使用割合 (バイオ後続品に80%以上置き換わった成分数が全体の成分数に占める割合)	25%(16品目中4品目) (R3)	60%以上 (R11)	18.8%(16品目中3品目) (R3)

(*) 厚生労働省提供NDBデータ(入院外・調剤)

後発医薬品の使用割合(金額ベース) = 後発医薬品の薬剤費 / (後発医薬品の薬剤費 + 後発医薬品のある先発医薬品の薬剤費)

なお、第1回栃木県医療費適正化計画協議会(10/1)では入院を含めていましたが、基本方針に基づき、入院外・調剤における使用割合とします。

Ⅲ 4期計画の医療費の見込みについて

1 医療費見込みの推計

4期計画 R6(2024)～R11(2029)年度 ※下線部: 令和5年度の推計との変更点

医療費見込みを医療保険制度区分別・年度別に推計する。市町国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一人当たりの保険料の機械的な試算を行う。

- 入院医療費: 地域医療構想に基づく病床機能の分化・連携の推進の成果を推計
- 入院外医療費は、自然体の医療費の見込み①から、適正化効果を織り込み推計

【適正化効果】

- ② 特定健診・特定保健指導の推進
- ③ 後発医薬品の使用促進
数量ベース及び金額ベースの効果額を算出し、いずれか大きい方の額を後発医薬品の使用促進による効果とする【追加】
- ④ バイオ後続品の使用促進
- ⑤ 糖尿病の重症化予防
- ⑥ 医薬品の適正使用
- ⑦ 医療資源の効果的・効率的な活用

厚生労働省「医療費適正化計画推計ツール」により医療費見込みを推計 > R11年度 **7,360億1千万円(効果額 76億4千万円)**

後発医薬品の使用促進の 効果額 (R11年度)

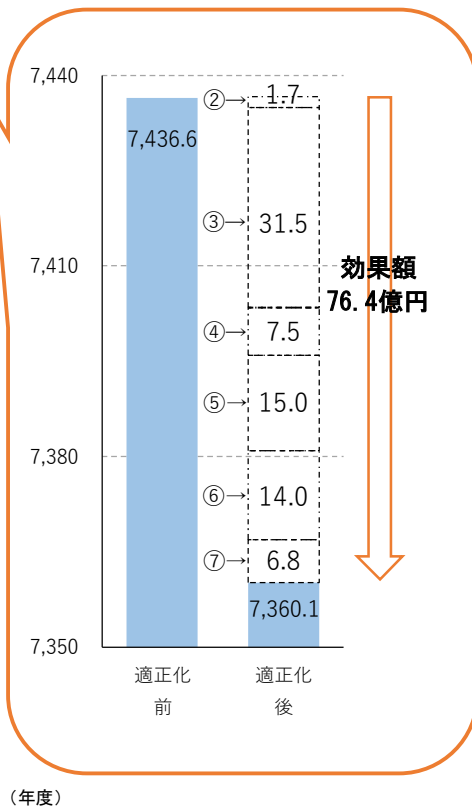
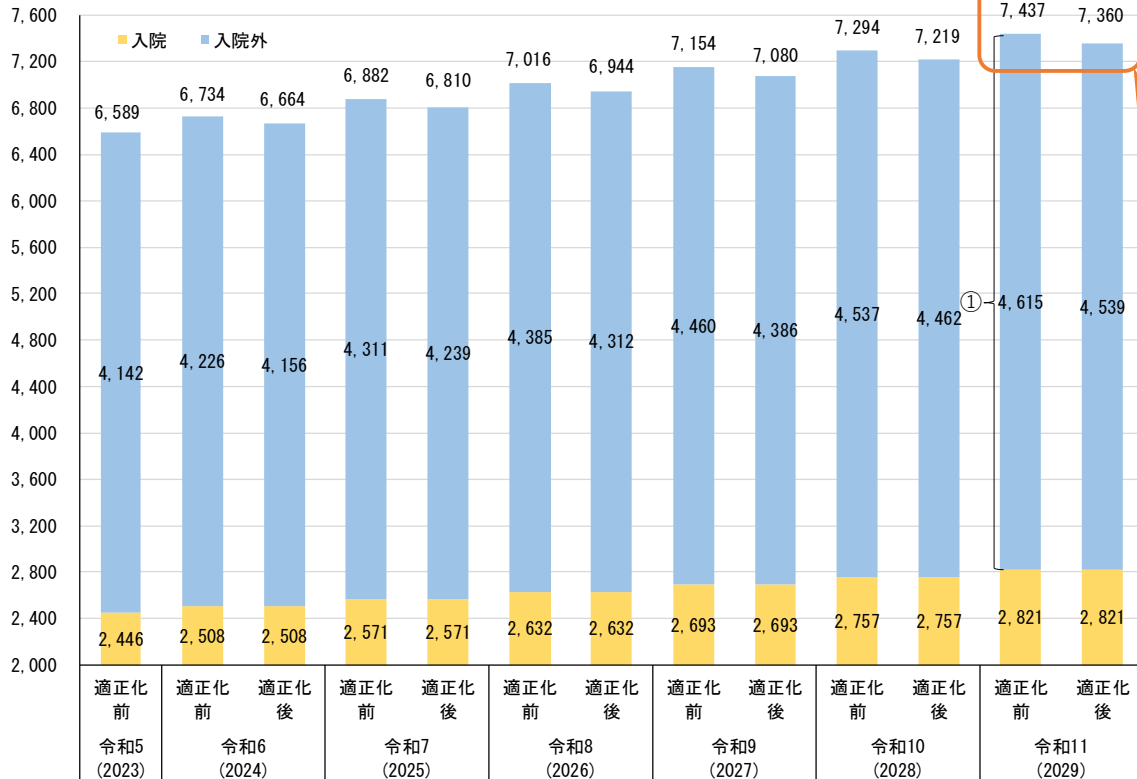
数量ベース
18.4億円

金額ベース
31.5億円

金額ベースの目標を達成することで、
医療費は13億円抑制されます。

2 4期計画の医療費見込み(全体)

(億円)



《令和5年度推計との比較》

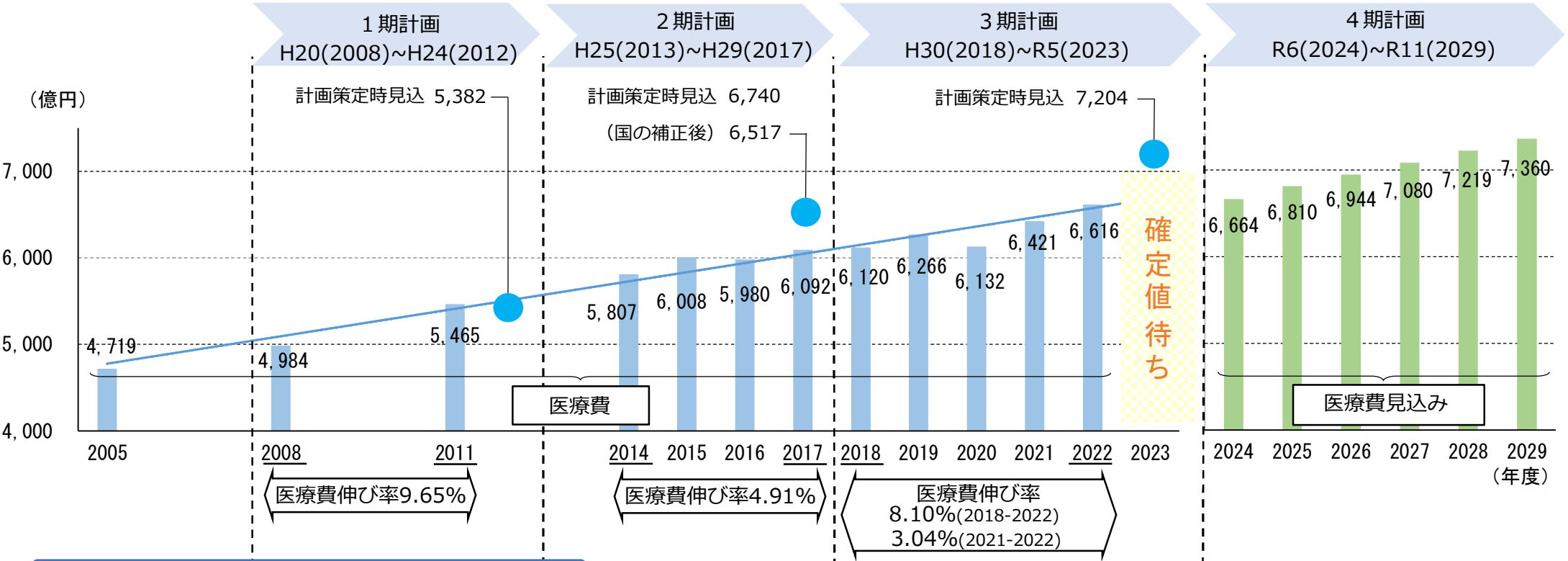
(億円)

項目	変更後	変更前	増減
○入院	2,821	2,821	0
○入院外	4,539	4,552	▲ 13
(内訳)			
①自然体の医療費の見込み	4,615	4,615	0
【適正化効果②～⑦】	76	63	13
②特定健診・特定保健指導の推進	2	2	0
③後発医薬品の使用促進	31	18	13
④バイオ後続品の使用促進	7	7	0
⑤糖尿病の重症化予防	15	15	0
⑥医薬品の適正使用	14	14	0
⑦医療資源の効果的・効率的な活用	7	7	0
○入院・入院外 合計	7,360	7,373	▲ 13

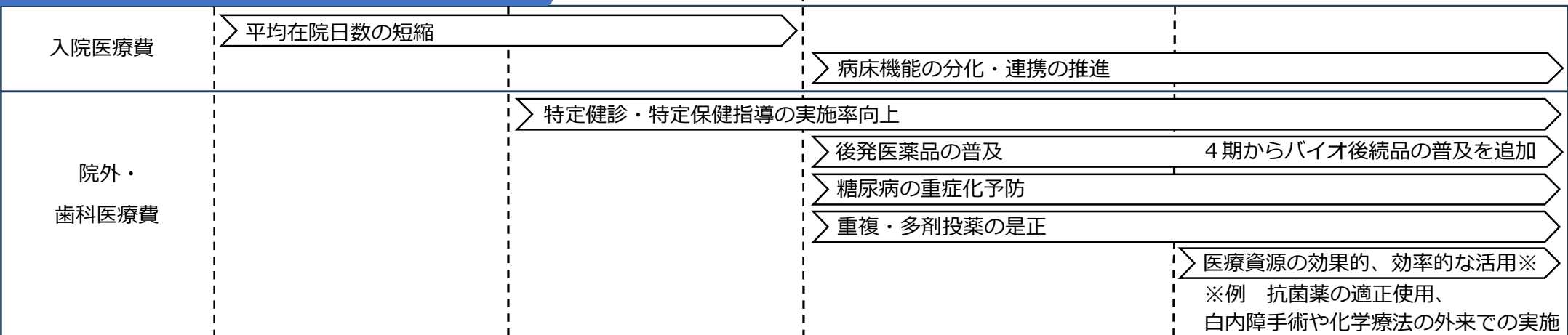
厚生労働省「医療費適正化計画推計ツール」 ※数値は、表示単位未満を四捨五入しているため、計算が一致しない場合がある。

3 栃木県の医療費の推移と医療費適正化の取り組み

栃木県の医療費の推移



医療費見込みの推計に係る医療費適正化の取組



【資料】 ○医療費：厚生労働省「国民医療費」 ○医療費見込み：厚生労働省「医療費適正化計画推計ツール」により県が算出